

和歌山県地域災害支援医師・地域災害 支援看護師制度の概要について

和歌山県医務課

南海トラフ地震の発生状況

- ◆ 和歌山県は南海トラフの震源域に近く、繰り返し地震・津波による被害を受けており、**今後も大規模な地震やそれに伴う津波の発生が予想されている。**

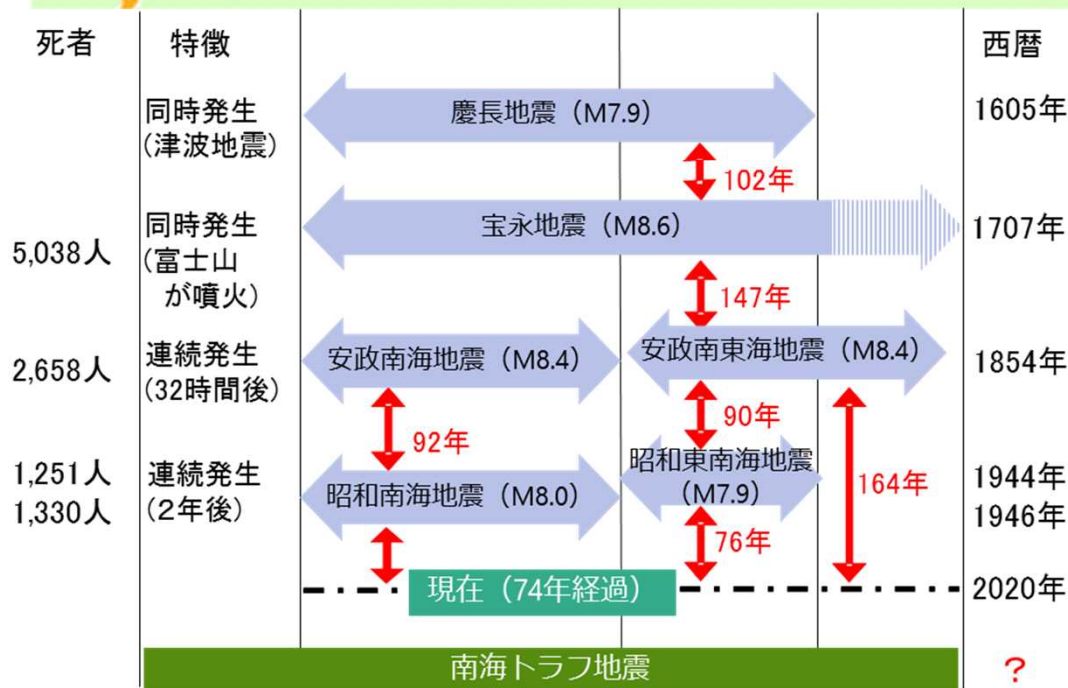


M8クラスの地震

- ・約90～150年ごとに繰り返し発生している

南海トラフ巨大地震（最大クラスM9.1）

- ・過去数千年間に発生したことを示す記録は見つからない
- ・繰り返し起きている大地震（南海地震等）に比べ、発生頻度は一桁以上低いと考えられる



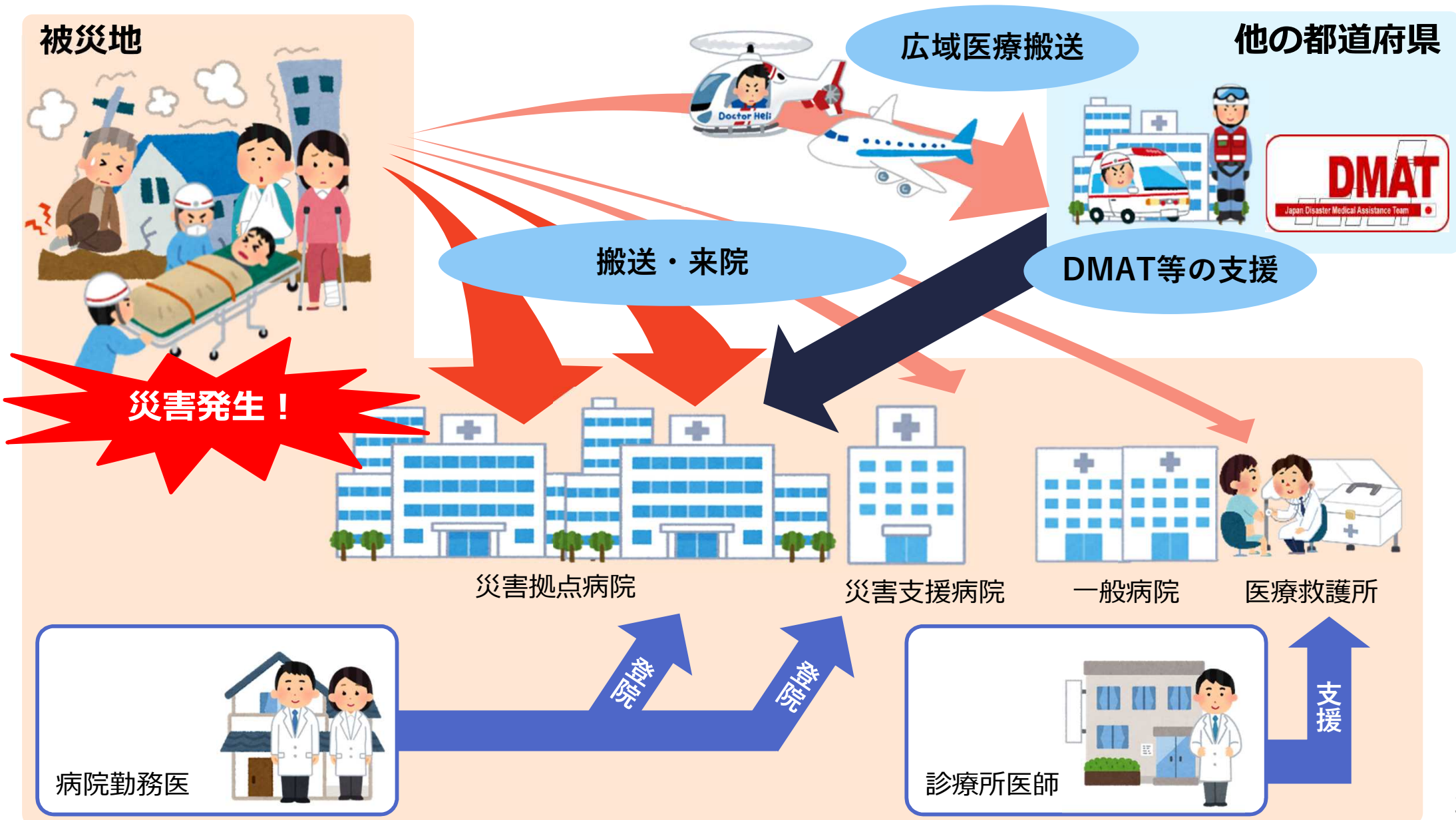
令和2年1月現在の評価結果 (地震調査研究推進本部)

	規模	30年以内の発生確率
南海トラフ地震	M8～M9 クラス	70%～ 80%



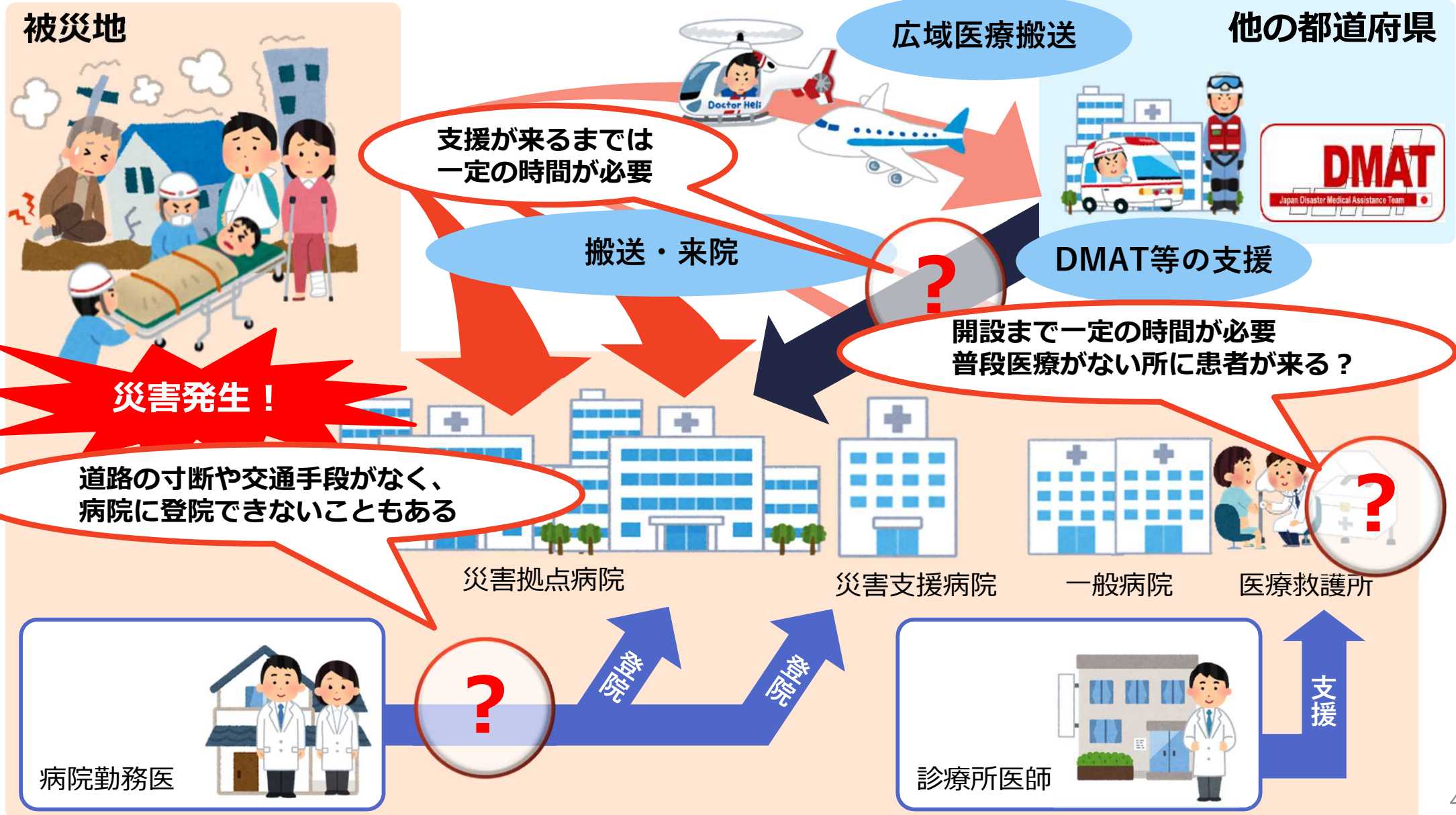
災害時の医療救護体制

◆ 災害拠点病院・災害支援病院を中心とした医療救護体制を構築



災害発生時に起こりうる懸念

- ◆ 発災直後は災害拠点病院・災害支援病院の人手不足が予想され、患者が殺到した場合、十分な医療が提供できない恐れ



本制度の概要と期待される効果

- ◆ 特定の医療機関に勤務していない医師・看護師（開業医や診療所勤務看護師等）が災害拠点病院等へ参集し、支援する体制「**和歌山県地域災害支援医師・地域災害支援看護師制度**」を整備

《制度概要》

開業医・診療所
勤務看護師等



地域災害支援医師・看護師として県に登録

養成研修・訓練を実施し、災害医療に必要な知識・技能を習得

発災

最寄りの
災害拠点病院等へ

【災害拠点・支援病院等】

- ・ 当該病院所属の医師・看護師
中等症・重症患者の治療に専念
- ・ 支援DMAT等
病院支援や患者搬送を実施



- ・ 地域災害支援医師・看護師
トリアージや初期治療を実施
中等症・重症患者の治療を支援

《効果》

- 災害超急性期における災害拠点病院等での医師・看護師の確保
- 研修・訓練等を受けた医師・看護師の増加による県内での災害対応能力の底上げ

制度の詳細①

＜地域災害支援医師・看護師の業務＞（要綱第3条）

災害救助法第4条第1項第4号に定める医療として実施される次の業務

- （1）傷病者の傷病の緊急度や重症度に応じた治療優先順位の決定（トリアージ）
- （2）傷病者に対する応急処置及び治療
- （3）傷病者に対する医療救護を実施するために必要な看護業務
- （4）その他医療救護活動に必要な措置

＜募集・認定＞（要綱第6条、第7条）

- 地域災害支援医師等となる意思のある者を知事が募集
- 県（保健所）が関係団体や病院と連携し、必要な知識や技能等の習得に必要な研修を実施
- 必要な知識や技能等を習得するための研修を受講し、災害時に医療救護活動できると認められる者を知事が地域災害支援医師・地域災害支援看護師として認定

地域災害支援医師・地域災害支援看護師の認定基準

- （1）医師免許若しくは看護師免許又は准看護師免許を保有していること。
- （2）研修を受講し、以下の事項を習得していると認められること。
 - ア 災害医療（県の災害時医療救護体制やCSCATTT等）を理解している。【医師・看護師】
 - イ 災害看護を理解している。【看護師】
 - ウ トリアージの手順を理解し実践することができる。【医師・看護師】
 - エ 参集先病院の組織、施設等を理解し、協働して活動することができる。【医師】
 - オ 災害時の心のケアを実践することができる。【看護師】

制度の詳細②

<参集先病院の指定等> (要綱第4条、第6条、第7条)

- 参集先となる災害拠点病院等を知事が参集先病院として指定
- 知事は地域災害支援医師等を認定したときは、関係する参集先病院等に通知
- 参集先病院、関係団体、保健所等と連携し、地域災害支援医師等に対する研修・訓練を実施

<災害時の活動> (要綱第9条、第10条、第11条)

- 災害時に知事が地域災害支援医師等に対し、参集先病院への参集を要請
(要請基準) ・地震が発生し、県内で震度7を記録したとき
 - ・その他地域災害支援医師等を参集し、対応することが効果的であると認められるとき
- 要請前の自主的な参集についても必要に応じて事後承認
- 地域災害支援医師等の活動を終了する場合は知事が指示

<身分・費用弁償等> (要綱第5条)

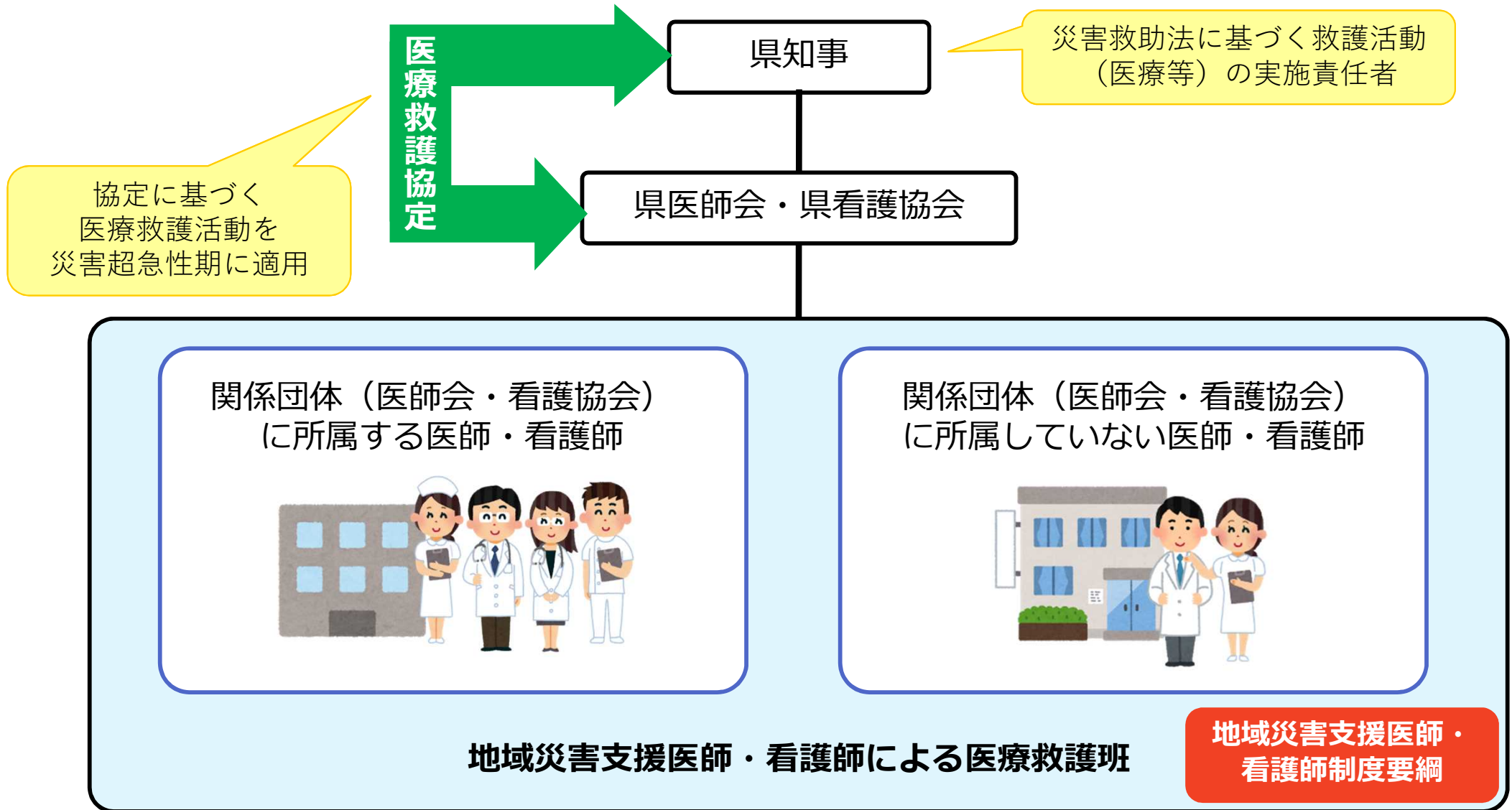
- 県と関係団体等の間での協定に規定 (県医師会・看護協会との既存協定では次のとおり)

地域災害支援医師等の身分	関係団体 (県医師会・県看護協会) の管理下
医師等の従事根拠	県と関係団体との協定、地域災害支援医師・看護師制度要綱
日当等	県規則により県職員の例に準じた日当・旅費・時間外勤務手当を支給 (令和2年度の基準額) 医師：21,000円/日、看護師：16,200円/日
医療に必要な費用	使用した薬剤、治療材料等の実費を県が費用弁償
負傷・疾病・死亡保障	救護班において加入する保険又は県条例により保障
医事紛争・損害賠償	県と関係団体が協議の上、適切な措置をとる

➔ 日当、治療材料の費用弁償等の支払いは関係団体を通じて行う。 (県から個人に支出しない)

地域災害支援医師・看護師の指揮命令系統

- ◆ 団体所属の有無に関わらず医師・看護師は県と関係団体間での協定に基づく枠組下で医療救護班（いわゆる被災地内JMAT等）の一員として活動



※参集先病院で行う実際の医療救護活動については参集先病院の長等の指示に従う

地域災害支援医師・看護師の養成体系

地域災害支援医師となる意思のある 医師
 地域災害支援看護師となる意思のある
 看護師・准看護師

地域災害支援医師への応募

地域災害支援看護師への応募

研修の受講

	地域災害支援医師研修	地域災害支援看護師研修
実施主体	和歌山県・医師会（共催）	和歌山県（県看護協会への委託）
内 容	日本医師会が行う J M A T 研修に準じた内容 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 災害医療概論 ▪ J M A T 活動総論 ▪ C S C A T T T ▪ 災害診療記録 ▪ トリアージ、熱傷・外傷の処置 	看護協会が行う災害支援ナース養成研修に準じた内容 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 災害看護総論 ▪ C S C A T T T ▪ 災害看護演習 ▪ トリアージ

地域災害支援医師の認定

地域災害支援看護師の認定

各圏域において保健所が実施する訓練、
 参集先病院（災害拠点病院等）実施する訓練等への参加

災害フェーズ毎の医療救護体制（これから）

	超急性期 (直後～半日後)	急性期 (半日後～3日後)	亜急性期 (3日後～)	復興期
災害拠点病院・ 災害支援病院等 (参集先病院・ 応援協力病院)	病院勤務医師・看護師 地域災害支援医師等 (診療所医師・看護師) 応援医師	病院勤務医師・看護師 DMAT等 地域災害支援医師等 (診療所医師・看護師) 応援医師	病院勤務医師・看護師 応援医師 AMAT等	病院勤務医師・看護師 応援医師
その他病院	病院勤務医師・看護師	病院勤務医師・看護師 DMAT等	病院勤務医 AMAT等	
診療所		再開準備	診療所医師・看護師	診療所医師・看護師
医療救護所		開設準備	日赤救護班 JMAT (診療所医師) その他支援チーム	

**亜急性期以降は医療救護所
での医療を展開しながら
段階的に平時の医療へ移行**

**超急性期～急性期の
災害拠点病院等の体制強化**

自医療機関

他都道府県の支援

県内の支援